



労働基準法改正に伴う就業規則の見直しと実務対策

～ 2010年4月施行！ 就業規則改定、労使協定の締結など準備は万全ですか？ ～

日時

平成21年12月17日(木) 午後1時30分～午後5時30分(開場 午後1時)

場所

株式会社 海邦総研 研修室 【沖縄海邦銀行 松尾支店 3階】
〒900-0015 那覇市久茂地三丁目29番62号

講師

特定社会保険労務士 **宮崎 真行** 氏(宮崎社会保険労務士事務所 所長)

セミナーのねらい

来年4月より「改正労働基準法」が施行されます。今回の改正では、月60時間を超える時間外労働の割増率が現在の25%から50%に引き上げられることになりました。また、代替休暇の付与、時間単位での年次有給休暇の取得など労働時間管理の早急な対応が求められます。

そのため各企業では、人件費が増額する場合の対応や就業規則など諸規程の見直し、労使協定の締結など実務対応が必要となります。

本セミナーでは、労働コンプライアンスに関する知識と実務に精通する“特定社会保険労務士”が、改正のポイントと諸規程の見直しなど具体的対応策を中心にわかりやすく解説いたします。

◆本セミナーは、このような方へおすすめてです！

- 経営者・経営幹部
- 人事・労務・総務担当部門、各部門の管理者の皆さま

セミナープログラム

1. なぜ今、労働基準法改正なのか？
 - ・ 改正のポイントと背景
 - ・ 企業実務における留意点とは
2. 割増賃金に関する改正と対応策
 - (1) 1ヵ月60時間を超える場合の法定割増率の引き上げ
 - ① 割増率が50%以上へ
 - ② 対象となる労働時間：法定時間外労働とは
 - ③ 対象となる時間外労働：休日労働との関係
 - ④ 就業規則の変更（規定例）
 - ⑤ 適用が猶予された中小企業とは
 - (2) 割増賃金に替えて代替休暇の付与方法
 - ① 代替休暇制度とは
 - ② 代替休暇の取得と割増賃金の支払日との関係
 - ③ 労使協定で定めるべき事項と就業規則への対応
 - (3) 限度時間(月45時間)を超える時間外労働を行なう場合の対応
 - ① 特別条項付き36協定の定め方
 - ② 『努力義務』とは
 - ③ 特別条項の規定例
3. 時間単位の年次有給休暇制度への対応
 - (1) 労使協定で何を定める必要があるのか
 - (2) 半日単位年休の取扱い
4. 時間管理に関するトラブル事例と予防策
5. まとめ・質疑応答

あなたの未来をぐ〜っとサポート！

お申込みの方法、会場へのアクセスについては裏面をご覧ください。



海邦総研
Kaiho Research Institute, Ltd.

特定社会保険労務士 宮崎 真行 (みやざき まさゆき) 氏 (宮崎社会保険労務士事務所 所長)

昭和 37 年生まれ、青森県五所川原市出身 昭和 60 年 3 月琉球大学 法文学部卒業
 流通業、不動産業の勤務を経て、平成 11 年 社会保険労務士として独立 宮崎社会保険労務士事務所を設立
 就業規則の作成、公的助成金プランナーとして数多くの企業支援を行っている。また、年金記録に関する「沖縄地
 方第三者委員会」での専門調査員の経験を持ち、現在は、沖縄県中小企業団体中央会や雇用能力開発機構沖縄
 センター等で社会保険・年金、人事・労務関連の「**すぐに実務に活かせる**」セミナーや管理職研修など積極的に活
 躍されている。

【主な公職等】

沖縄県社会保険労務士会理事(平成 17 年～現在)、厚生省労働省外郭 財団法人 21 世紀職業財団 雇用管理
 アドバイザー(平成 12 年～16 年)、沖縄労働局総合労働相談員(平成 16 年～19 年)、総務省年金記録確認沖縄
 地方第三者委員会 専門調査員(平成 19 年～20 年)、中小企業労働契約支援アドバイザー(平成 20 年～21 年)
 一般事業主行動計画策定等支援事業コンサルタント(沖縄県中小企業団体中央会 平成 21 年 6 月～現在)
 社労士会労働紛争解決センター沖縄 副センター長(平成 21 年～現在)

お申込み方法・受講料など

【お申込み方法】 下記セミナー受講申込書をご記入の
 うえFAXにてお申込みください。後日、
 日、受講票と請求書をお送りします。

【受講料】 1名さまにつき、会員：7,350 円
 非会員：11,550 円 (消費税込み)

※ 主催者、講師の諸般の都合により開催中止の場合
 もございます。

【お問い合わせ】 株式会社海邦総研 人材開発部
 担当: 安田・喜納
 TEL: 098-869-8732、8700
 http://www.kaiho-ri.jp/

会場案内図



ご協力をお願い

ご来場の際は、お近くの有料駐車場をご利用頂くか、バス、タクシー、
 モノレール等をご利用ください。

***** 申込先 FAX 098-869-7800 送付状は不要です。そのまま、ご送信ください。 *****

セミナー受講申込書

お申込日 年 月 日

平成 21 年 12 月 17 日(木) 午後 1:30～5:30 実務に役立つ人事労務セミナー <<半日コース>> 労働基準法改正に伴う就業規則の見直しと実務対策		海邦ビジネス倶楽部会員 ※○印で囲んでください (会員 ・ 非会員)	海邦銀行お取引店 【取引店名: 支店】	
会社名 ※正式名称をご記入下さい	業 種	主要取扱品		従業員数
	代表者名	名		
会社所在地 (-)	ご連絡担当者			
	お名前			
	部署・役職名			
TEL:	FAX:	e-mail:		
受講者名	所属部署名	役職名		
フリガナ				
フリガナ				

※個人情報の取扱いについて:ご記入頂きました個人情報につきましては、当社サービスの案内やセミナー開催に関する情報を提供する以外の目的では利用いたしません。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。